

高額医療費資金借用証書

三菱UFJ銀行健康保険組合理事長殿

借受人

住所〒

氏名

実印

事業所名

被保険者の記号・番号

借受人は、貴組合高額医療費資金貸付規程の各条項を承認のうえ、貴組合より次の通り資金を借用いたしました。

第1条 借受人は、次の要項に基づき貴組合から資金を借り受けました。

1. 金額 円

(注：金額の頭に金・¥の記号を付して下さい。)

2. 返済期限 高額療養費が支給される時。

但し、残債務がある場合もしくは不支給が確定した場合は貴組合が指定した日。

3. 返済方法 高額療養費支給時、同給付金と差引くことにより一括返済いたします。

但し、返済期限に残債務がある場合もしくは不支給が確定した場合については、別途資金により上記期限に返済いたします。

第2条 借受人は、前条3の返済のため、高額療養費の給付金の受領を貴組合理事長に委任いたします。

第3条 借受人は、次の各号の一つにでも該当した場合は、貴組合から通知催告がなくても、借受人が貴組合に対して負担する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに本債務を返済いたします。

1. 借受人に対して、仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生開始の申立てがあったとき。

2. 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。

3. 貴組合の規程及び本借用証書の条項に違反したとき。

第4条 借受人が死亡した場合は、高額療養費の給付金をもって借入金と相殺することに同意します。

第5条 借受人は、本借入の返済に充当される高額療養費の受給請求権の第三者への譲渡担保設定は行いません。

第6条 借受人は、住所・氏名の変更、口座の変更、被保険者資格の喪失、その他届出事項を変更したときは、直ちに届出いたします。

以上

(添付書類 印鑑証明書)

【郵便】 〒105-0014 東京都港区芝2-4-3

三菱UFJ銀行健康保険組合 業務第二部宛

【行内メール】 東日本 (7872-50) 三菱UFJ銀行健康保険組合 業務第二部宛